平成２８年（フ）第３１２号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目31番６号（デルフィ鴨池Ｉ　602号）
債務者　脇　知惠子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市原良２丁目５番10号（メイプルＩＴ101号）
債務者　池田由紀子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５９号
北海道夕張郡由仁町西三川757番地　クレードル興農社宅
債務者　正井　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６１号
北海道岩見沢市５条東３丁目２番地４　クリスタルパレス’89　207号
債務者　伊藤　静恵
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２３５号
岩手県滝沢市大崎91番地55
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５７号
盛岡市志家町10番30―401号
債務者　上小林保夫
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２６９号
盛岡市中野１丁目９番13号　ビビットＳ．Ｉ203号
債務者　藤原　一輝
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５１３号
仙台市宮城野区福室３丁目１―34　ＡＢ館101、住民票上の住所仙台市青葉区柏木２丁目１番20号　コーポ藤201
債務者　細川二美子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６２号
仙台市泉区八乙女中央５丁目６番14―812号、従前の住所仙台市青葉区中山台西12番地の10
債務者　有住かおる
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
茨城県水戸市見川５丁目333番地　ファースト見川312号
債務者　吉沢　次郎
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６２号
茨城県土浦市右籾2429番地２
債務者　浅見　一利
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５８号
新潟県胎内市羽黒1122番地24
債務者　佐久間由香
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２１７号
愛知県一宮市開明字出屋敷16番地　グリーンライフカワイＡ号
債務者　ＰＹＯ　ＴＡＥＹＯＵＮＧ　表　　泰永
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７７８号
京都市上京区下長者町通七本松西入鳳瑞町242番地　谷口方
債務者　花生歩市原こと　市原　幹生
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７９号
京都市上京区下長者町通七本松西入鳳瑞町242番地　谷口方
債務者　市原嘉奈子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６６号
京都市左京区山端大塚町５番地55
債務者　中島　由貴
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
兵庫県姫路市網干区田井269番地14　ローレルハイツＢ421
債務者　山口　明子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３８４号
兵庫県姫路市飾磨区上野田５丁目324番地６
債務者　岡本　卓也
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部